

# 野辺地町介護保険パンフレット

平成30年度作成

## もくじ

- 申請から利用まで … 2ページ
  - ・ 申請
  - ・ 調査、主治医の意見書
  - ・ 認定
- 居宅介護支援事業所一覧 … 6ページ
- サービス種類 … 7ページ
- 介護サービス事業所マップ … 8ページ
- 保険料 … 10ページ
  - ・ 介護保険料の納め方
  - ・ 所得段階別保険料額
- お問い合わせ先 … 12ページ

# 申請から利用まで

介護サービスを利用するには、まず介護サービスが必要かどうか、要介護認定を受ける必要があります。

申請してから認定結果が出るまで30日程度かかります。

## 申請

本人または家族が介護・福祉課（健康増進センター内）の窓口へ申請します。

介護保険証と印鑑をお持ちください。

### 代行申請もできます

地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等に依頼して申請を代行してもらうこともできるので、ご相談ください。

## 調査・主治医の意見書

### 調査

調査員が自宅などを訪問し、本人や家族から心身の状態などについて聞き取り調査を行います。

### 主治医の意見書

町からの依頼により主治医が心身の状態について意見書を作成します。

## 地域包括支援センターとは

要介護認定の代行申請や介護予防ケアプランの作成、介護予防事業などを行っています。

高齢者の生活に関する相談も受け付けています。

住所：野辺地町字前田5番地2 健康増進センター内

電話：0175-65-1777

## 居宅介護支援事業所とは

ケアマネジャーがいる事業所です。要介護認定の代行申請やケアプラン作成などを行っています。

居宅介護支援事業所の連絡先は6ページをご覧ください。

8ページには地図を掲載していますのでご参照ください。

## ケアマネジャーとは

本人に適したケアプランの作成や必要な情報提供などを行う幅広い介護知識をもった専門家のことです。

## ケアプランとは

介護サービスの利用計画のことです。

要介護認定された本人や家族の希望、心身の状況や生活環境に配慮し、利用する介護サービスの種類や内容を定めます。

## 認定

訪問調査の結果と主治医の意見書などをもとに、要介護状態区分を認定し結果を通知します。

要支援1・2、要介護1～5と認定された方は介護保険のサービスを利用できます。

非該当

介護保険サービスは  
利用できませんが  
総合事業を利用でき  
ます

地域包括支援センター  
にお問い合わせくださ  
い。

連絡先は12ページを  
ご覧ください。

要支援1・2

介護予防サービスが  
利用できます

地域包括支援センター  
（または委託を受けた  
居宅介護支援事業者）  
に介護予防ケアプラン  
の作成を依頼します。

連絡先は12ページを  
ご覧ください。

## 要介護状態区分とは

要支援1・2、要介護1～5までの区分があり、介護にどのくらい時間がかかるかを基準に判定されます。要介護5がもっとも介護に時間がかかる区分となります。区分によって使えるサービスや介護保険から給付される金額が異なります。

### 要介護1～5

#### 利用するサービスを選ぶ

##### 在宅サービスを利用する場合

居宅介護支援事業者を選んでケアプランの作成を依頼します。

連絡先は6ページをご覧ください。

##### 施設サービスを利用する場合

希望する施設を選んで契約をします。

連絡先は8ページをご覧ください。



# サービス種類

## 居宅サービス

### 自宅で利用するサービス

- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 居宅療養管理指導

### 施設に通い・泊まりで利用するサービス

- 通所介護
- 通所リハビリテーション
- 短期入所生活介護 (ショートステイ)  
短期入所療養介護

### 生活環境を整えるサービス

- 福祉用具貸与
- 福祉用具購入
- 住宅改修

### 施設に入って利用する居宅サービス

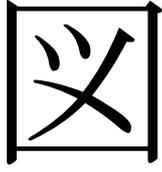
- 認知症対応型共同生活介護  
※ 要支援1の方は利用できません
- 特定施設入居者生活介護

※ 事前審査が必要なため、これらのサービスを利用する際はケアマネジャーまたは介護・福祉課（健康増進センター内）窓口にご相談ください

## 施設サービス

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）  
※ 入所できるのは原則として要介護3以上の方です
- 介護老人保健施設
- 介護療養型老人保健施設

地



# 保険料

## 介護保険料の納め方

納め方は普通徴収と特別徴収の2つがあります。

### 普通徴収

年金が金額18万円未満の方

- 納付書により金融機関等に納めることとなります（年8回）

### 特別徴収

年金が金額18万円以上の方

- 年金の定期払いの際にあらかじめ差し引かれます（年6回）

※ 年金18万円以上でも、次のようなときは普通徴収になります

- ◎ 年度の途中で65歳になったとき
- ◎ 年度の途中で他の市町村から転入したとき
- ◎ 年度の途中で他の市町村へ転出したとき
- ◎ 年度の途中で保険料額が変更になったとき

※ 普通徴収の方は納付書により金融機関に納めますが、納税組合加入者は納税組合へ納めてください

介護保険料は介護給付や予防給付以外にも、介護予防事業等にも使われています。

介護保険は社会全体で介護の負担を支え合う制度です。誰もが安心して介護サービスを受けられるよう、介護保険料の納付にご理解・ご協力をお願いいたします。

## 平成30年度から平成32年度の所得段階別介護保険料額

所得段階		年額保険料
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民税非課税世帯で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方又は、老齢福祉年金受給者</li> <li>生活保護の受給者</li> </ul>	※32,940円 (月額2,745円)
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民税非課税世帯で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方</li> </ul>	54,900円 (月額4,575円)
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民税非課税世帯であって、上記以外の方</li> </ul>	54,900円 (月額4,575円)
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方</li> </ul>	65,880円 (月額5,490円)
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方</li> </ul>	73,200円 (月額6,100円)
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が町民税課税で、前年の合計所得が金額120万円未満の方</li> </ul>	87,840円 (月額7,320円)
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が町民税課税で、前年の合計所得が金額120万円以上200万円未満の方</li> </ul>	95,160円 (月額7,930円)
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が町民税課税で、前年の合計所得が金額200万円以上300万円未満の方</li> </ul>	109,800円 (月額9,150円)
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が町民税課税で、前年の合計所得が金額300万円以上の方</li> </ul>	124,440円 (月額10,370円)

※第1段階の保険料については、軽減事業により5%軽減された金額となっています。

# お問い合わせ先

## 野辺地町 介護・福祉課 介護保険担当

---

介護申請や介護保険料のお問い合わせはこちらまで

住所 : 〒039-3164

野辺地町字前田5番地2

電話 : 0175-65-1777

FAX : 0175-64-8518

## 野辺地町 地域包括支援センター（健康増進センター内）

---

介護のことや高齢者の生活に関する総合窓口になります

住所 : 〒039-3164

野辺地町字前田5番地2

電話 : 0175-65-1777

FAX : 0175-64-8518